Departmental Bulletin Paper / 紀要論文

#### 政治哲学としての共同体主義の可能性(一)

Communitarianism in Political Theory

麻野, 雅子 アサノ, マサコ; Asano, Masako

三重大学法経論叢. 2003, 21(1), p. 33-57. 論說 / Article

http://hdl.handle.net/10076/1822

# 政治哲学としての共同体主義の可能性(一)

次

目

はじめに

第 1 章 共同体主義の登場

サンデルのロールズ批判

共同体主義者と呼ばれた人々

リベラル=コミュニタリアン論争の意義 共同体主義登場の背景

第 2 章

3

2

サンデルに対する再批判

論争の帰結とその意義

第 3 章 公共性論と共同体主義

おわりに

(以上本号)

麻 野 雅

子

33

#### はじめに

治過程 政治学・経済学・社会学など広く社会科学の領域において、 NPO法人関連の記事が 阪神大震災でボランティア活動の意義が広く認知されたのを直接のきっかけに、NPO法が施行され、 国家 に ・行政による公共性の独占を否定し公共性の意味を問いなおそうとする公共性再編の動きは、 お いても、 政治哲学などの学問領域にお 新聞 の 紙面に載らないことのほうが る。 る。 (1) いても、 広く見られるようになってきてい 公共性概念の問い直しが行われ、 珍しいような状況にある。現実の動きと相まって、 る。 新しい時代にふ 現実的 現実の政 現在は、 には

域の弱な 集団、 性 自のやり方で必要なサービスを提供したり、 府の失敗)への反省や、 さわしい公共哲学の構築の試みがなされてい L 組織を活性化しようとしてい た動きは、 ・公共性)を実現していきつつある。 NPOなど市民による自発的な公共活動が盛 体化に対処するため、 地域共同体など血縁や地縁でつながる集団の機能が低下しているという原因もある。 家族や従来の地域共同体を超えて、 巨額の財政赤字による行政の民間委託の促進などの動きがあると同 一部の市民たち る。 政府と市場によって提供されるサービスにだけ頼るのではなく、 は、 = | んになりつつある背景には、行政によるサービスの非効率性で あるいは、 NPOなどの自発的ネットワークを作ったり、 ズを満たしていこうという自発的 それらを再生させながら、 な試みも増えてい 新し こうした家族 時に、 い「共同体」 伝統的· 自分たち独 家族や親族 る。 な自治 (共同 そう や地

察していきた

共同性・公共性を作り上げようとしているのか。 公共性 0) 再編が起こりつつある日本社会のなかで、 その現実の動きを追いかけていくと同時に、 市民 は、 どのような 「共同 体 を、 あるい 新しい はどのような 「共同 体

会の で、 ラリ 学問 会に が、 上の業績を踏まえつつ、 「共同: (共同性や公共性) 本 領域に 新 得るも お 論 ズムと共同 7 では、 ける共同 体 メリカを中心として展開されている共同体主義 (communitarianism) 像、 共同 のは おいて、 日本社会の新しい 共同性 体 体像を検討 大きい。 体のあり方と、 主 義 公共性の再編や現代にふさわしい共同体像の探求といった課題を考察していくとき、 のあり方について考察することが課題となっている。 のあり方が評価されているかという点から議論を始めてきたい。 0 論争、 日本の公共性再編過程で求められる 実際日本の論者にお していくといっ 共同体主義 日本社会における共同体のあり方は、 「共同体」(共同性・公共性) の な た戦略をとっ Ċ ても、 かで探求されてきた 同様の てい 問題関心から、 像の探求という意味ではやや迂遠な方法では る人々も存在す 「共同体」 「共同 大きく異なる。 の理念とはどのようなもの 体 る<sub>(3)</sub> 共同体主義を踏まえつつ、 の思想運動 0) 理念などを検討 本論では、 L もちろん、 カゝ のなかで、 L こうし 政治哲学と してい どの た政 *ts* アメリ 0) ような か 治 日 くこと を考 哲学 本社 リベ ぁ 力 社 5 る

同 7 に コ 分けることが 体 : し、 る 1 像を探求するという課題に対して、 = か この共同 タ は 重 リアン 一要であるが、 ができる。 八同体主義 運動 義 をはじめとする、 確 の思想 まず最初の カゝ に、 具体的, 運動は、 課題とし な共同体像を考えるとき、 より実践的な志向をもつ政治的共同体主義がどのような主張を展開 政治哲学としての共同体主義が何を示唆してくれるの 大きく政治哲学としての共同体 て、 政治哲学としての 工 チ 共同生 オ 1 体 主義と政治運動として = 主義が をリーダ 何 を語 1 とする つ たの レ か かを考察する ヮ ス 共同 ポ 新 体 シ 主 ヴ

ことに限定し、 政治運動としての共同体主義の主張については、 稿を改めて論じたい。

# 第1章 共同体主義の登場

文脈から切り離されたアトミズム的な自己観」を批判した思想の総称である。 七一年)をめぐる論争のなかで、ロールズらリベラリストの個人主義的人間観、「歴史や伝統、 する思想家はなく、共同体主義の概念を創出し定着させたのは、 共同体主義とは、そもそも、 一九八〇年代アメリカで起こったロールズ(John Rawls)の 論争の解釈者たちであった。 ® しかし当時共同体主義者を自称 共通善といった 『正義論』(一九

していく社会内的存在として捉える見方である。もう一つは、人々に、 会から自立できる普遍的「個人」として捉えるのではなく、共同体のなかでアイデンティティや道徳観を確立 りとした道徳観をもたせるためにも、また、共同体を、人々が愛着や責任感を抱くような善きものにするため 共同体主義として理解された思想の共通点は、二つある。 共同体の伝統や文化、 共有の価値観が重要だとする主張である。 一つは、人間を、 確たるアイデンティティを与えしっか 普遍的理性を備えるがゆえに社

## サンデルのロールズ批判

1

体主義の大まかなイメージを提供していこう。 限界』(一九八二年)によるロールズ批判に始まる。 政治哲学におけるリベラル=コミュニタリアン論争は、 まずは、 サンデル(Michael Sandel)の『自由主義と正義の 口 ] ルズの立場とサンデルの批判を要約し、 共同

を求める営みこそ、 い な 各自の抱く と考えた。もちろん、 口 という要請 1 口 求める生き方や 1 ル ズ ル 0) は ズ 構想からではなく、 の 善善 からでなけ 価 Ē 値 0) 観 義 現代リベラリズムの中核をなす考え方である。 構想を制約するのだが、 価 論 の 正義は、 値観、 多様: の主 ればならない。 性が前提となる現代社会で、 題 すなわち個人が抱く 人殺しを楽しむことや人を奴隷として使うことを許さないなどといったように、 すべての人々が自らの は、 価 値 自由な人格の自己決定という価値を重んじ 観 の 制約が正当化されるのは、 異なる人々に受け入れられる正 善善 善善 (善き生)」の構想から中 共同生活のル の構想を自由 ì 特定の宗教的 ルを律する かつ平等に追求できなけれ 義 立的 の原理を導きだすことである。 なもの 善善 「正義」 文化的信 から中 でなけ という価 立な 念などの れ ば なら 値 Ē ならな は、 特殊 な 義 個

た し ヴ などといっ 生活というゲー 「公正な」 「善」からの中立性だけでなく、 5 エ 正 1 1 わけである。 ルレ う普遍的. 義を導くために、 ルズは、 をか ル た自分に関する一 ] ぶっつ ル ムを開始する前 自らの提唱する正義を、 な を決定するためには、 立場に身をお た人々 社会契約論の手法を用い、 は、 切 し、 自らの社会的立場を知ら の情報を覆い にその基本ルールをプレイヤー全員で協議・ 口 て、 ールズ独特の正 E 「公正としての正義 自分 一義の原理を構想することができる。 隠す「無知 の性別や階級的 義の導き方によっても担保されている。 「原初状態」 *ts* 0 いく ヴ (justice as fairness)」 ~ めいる。 が エ ゆえに、 社会的地位、 Ì を設定する。 ル をかぶることが必要だとする。 特殊利害ではなく、 選択する場である。原初状態」とは、 だからこそ、 資産などはもとより、 Œ 口 と の 一義は、 最も不遇な 1 ル 「公正さ」 口 し、 ズは、 「公正だ」と わば、 性 Ì 格 ル 人の 無 B ズ は 知 能 社会 は 0)

サ ン デ ル は、 口 1 ル ズが 正 義を導く過程 で、 自らの 善善 の構想や価 値 観 利害や社会的 立場 か

れた人間、 いように述べる。 現実に存在しえないし、 つまり「負荷なき自我 また存在を仮定したとしても、 (unencumbered self)」を想定していると指摘したうえで、 道徳的判断を下す能力を持たないと批判し、 そのような人間

道 なく、 込まれている。 同 徳的 体 結末が閉じられていないとしても、 道徳的相違がもたらされる。 な固有性が与えられる。 家族であれ都市であれ、 共同体論的な [=共同体主義の] 見解では、 部族であれ国民であれ、 その物語によって、 私の人生の物語は、 われわれはこの世界に状況づけられ、 党派であれ大義であれ 私のアイデンティティが導き出される、 このような物語によって、 ―の物語のなかにつね たんに心理学的 われわれ そのような共 の生活に 相 には 違

では

ある。 様式、 下すのではなく、 ざしたものであるはずである。 論的な正義の原理に説得力は どに思いをいたすことにより、 つまり、 言葉や歴史からその一部が構成されているように、 既存の社会のありようとは無関係に、 人間は、 自らが生まれ育った共同体のなかで期待されている役割や責務、善き人間としてのあり方な 自らの 善善 な 道徳的判断を下す存在、 い から距離をおき、 我 々のアイデンティ 抽象的な正義の原理を導きだすことはできないし、そうした義務 何らかの独立・ ティは、 つまり「位置づけられた自我 我々を導くことのできる道徳は、 共同体が与えてくれる、 不偏不党の観点にたって、 (situated self) 暗點的 共同体の実践に根 道徳的 な習慣や行動 な判 なので 断

ルズは、 「負荷なき自我」つまり、 社会や経験の外部に立つ超越論的な主体を想定して、 正義の原理を導

原理 人々が 徳的 選択する」 くの だけ 判 であるが、 IE 断 を選択 義 力の マ 0 原理を選択し合意するというよりもむしろ、 欠如 丰 そのようなことは不 シミ ľ を たいと欲するようにしむけているといっ 補 ン ル 1 自分の望む正 ル の採用など、 可能であり、 義 原初状態のモ O 原理を正当化 実際ロ Ì デ ル たほうが 原初状態という状況があらかじめ、 して ル ズは、 に様 い る 々 「最悪の結果が最もよくなるような選択 適切 のである。 な条件を加えることで、 別なのである。 L したがって、 原初 こうし 人々 状態 た主 に に 定 体 お 肢 0) い 0) 諸 道 7

だす 同 で探求していく サ ため ンデル に 必要な は、 以上のようにロ の 「共通善の政治」 は、 「私の権利 1 ル は だと主張する。 ズの正義の導き方を批判し、 何 か という問 い ではなく、 社会統合を可能にするような道徳原理 何 が 我 々 0) 共通善な の カ**ゝ** ∟ とい う問 を導き

を共

### 2 共同 体主義者と呼ばれた人々

る。 するため サ デ の道具としてではなく、 ル 0) 批 判 に 前後 して、 個 アイデン 人主 一義的 ティ 人間 ティ 観 と普 の基盤とみなす思想家たち 遍 主 義的 Ī 義観 を批 判 L の書物が脚 共同 体 を 光を浴びるように 個 人 の 利 益 血を実現 な

を支える を現 の『美徳なき時代』 サ 在 ・デル の道徳的退廃をもたらした元凶として批判 口 の著書と並 1 力 ル な 共 九八一 同 んで共同体 体 けの復活 年 は、 を説 主義の幕開けを告げる書物とされる、 すべ < (16) ての 道徳的 し、 判断 人間 を主 を 「善き生」 覾 的な好 7 みや感情 へと導い ッ 丰 ン タイア(Alasdair MacIntyre) てくれた様 0) 表現 と理 解する 々 な 徳」 情 緒 とそれ 主

また、 サ ンデ ル 7 ッ 丰 ン タ イアとともに、 共同体主義を形作っ た論者として常に名前を挙げら ħ る のが

ゥ オ ル ツァ (Michael Walzer) とテイラー (Charles Taylor) である。

ているのかを解釈したうえで導きだせる基準に従って分配する正義論を展開 正義を探求するという立場にたって、さまざまな社会的な財 ウ 教育、 ツァー 政治権力など)を、普遍的・一律的基準ではなく、 は、 『正義の領分』(一九八三年)で、仲間の市民とともに共有している世界を解釈することで (メンバーシップ、 その財が共同体のなかでどのような意味をもっ した(17) 安全と福祉 貨幣と商品、

慣』(一九八五年)がある。ベラーらは、アメリカの人々が、自らの人生を功利主義的な利益追求や表現主義的 益を追求する過程としてしか理解できず、 しての安定感を保てなくなったことを問題にする。 な心理的満足の追求という観点からのみ理解するようになったために、人生の意義を見失うなど社会的 りを示す例として、アメリカでベストセラーとなった、ベラー(Robert Bellah)らの研究グルー を持つためは、自治により自由を実践できる共同体、つまり自由を共通価値とする共同体が必要であると指摘 在(self-interpreting being)」であり、 言語を共有する他者との対話の中で自己の行為を意味づけてアイデンティティを形成していく「自己解釈的存 同体とかかわりなく自足できるとする「政治的アトミズム」の発想をみてとり、 また、テイラーは、 共同体主義の中心的思想家として理解されるようなった以上4人の思想家の著作以外で、 自治のなかで生まれた責任感や愛着に鼓舞された自由な共同体こそ、 ベラー たちが求めるのは、 リベラリズムの個人主義的人間観と道具的な共同体観の背景に、 個人が、 アメリ 共通の尺度や価値を求めていくことができずに絶望していることを カの伝統に色濃く存在していた「聖書的・共和主義的伝統」 自由の価値の担い手となり、 また同時に、 政治的対立についても、バラバラな個人が利 個人の自由の条件なのである。 自由を志向するアイデンティティ 批判する。 人間が社会あるいは共 人間とはそもそも 共同体主義の広が . プ の 存在と の

生であ 回復である。 人 、 々 を 倫 理的な コ = ッ ۲ メ ŀ や政治的実践 と駆りたてるような共同 体

## 3 共同体主義登場の背景

0)

犯罪 得力をもっ アメ れる家族の絆の動揺に直面して、 以上 リ Ø) 増大、 カでの道徳秩序の悪化 のような、 たのである。 麻薬の蔓延などによる治安の悪化や、 個人主義を批判し共同体の価値を見直そうとする主張が受けいれられた背景には、 (アノミー化) 責任感や愛情によって結ばれる共同体的な人間関係の重要性を説く議 ٤ 公共精神の衰弱 離婚率の上昇、 (アパシー化) 児童虐待をはじめとする家庭内暴力 が あったことは間 違 八〇年代 ない。 にみ 論 が 説

ず、 加 と押しあげていくこととなった。 ے 共同体主義は、 「の意欲や自治意識を弱めたと批判した。「共同体」が社会不安を解決する切り札として理解されたのである。 のような背景が、 福祉国家を推進することで、 リベラリズムが、 共同体主義の受容を促し、 個人を受動的な存在へと変え、 権利主張過多の個人主義を説き、 リベラル= コミ 中間的な共同体を弱体化させ、 ュニタリアン論争を政治哲学の中心テーマへ 人々に義務や責任を忘れさせ 市民 たの の政治参 みなら

## 第2章 リベラル=コミュニタリアン論争の意義

リ べ ラ ル コ 3 ュ = タ 'n アン 論争が政治哲学上で語られるようになると、 多くの解釈者たちによって論点が

なく、「例外的な体系性を示す」サンデルの批判に対するリベラル派からの再批判を検討することで、リベラルなく、「例外的な体系性を示す」w 的・自覚的な形で展開されたものとは言い難い、いわば自然発生的な論争としての側面を強く有している」。 ベラル=コミュニタリアン論争と呼ばれたものも、「何らかの統一的な命題や要求を明示的に共有しつつ、体系 個人を想定している点を強く否定する点においてのみ、結束が見られるにすぎない」のである。さらには、 された思想家たちによって積極的に展開された一つの政治哲学的主張というわけではない。共同体主義者とみ 整理され、対立点が明確にされるようになってきた。しかし、そもそも、 なされた人々は、「統一綱領に基づいて行動する党派ではなく、リベラリズムが共同体から遊離した原子論的な そこで、ここでは、論争ならびに共同体主義者とみなされた思想家たちの主張を単純化してまとめるのでは コミュニタリアン論争の意義を確認したい。 共同体主義は、 共同体主義者とみな リ

## サンデルに対する再批判

1

11

のように指摘する。 た原初状態において道徳的原理を導きだしていることが、すなわち、既存の社会の道徳的実践から遊離した形 ルズが「負荷なき自我」を前提としていることや「無知のヴェール」をかぶった抽象的・普遍的人格を仮定し まず第一に、ロールズの解釈として、サンデルの批判が当を得ていないという再批判がある。つまり、 正義論を展開しているとみなすのは誤りであるとの指摘である。 例えば、 クカサスとペティットは、 口

口 1 ル ズが ゼロから善き社会を構成したり、あるいは既存の様々な社会の道徳的実践に言及することなく普遍 かし、

口

l

ル

ズ

のい

· う

「重なり合う合意」

は、

サンデルのいう「共通善」

とは異なる。

口

Ì

ル

ズの民

主主

我 ある。 的 6 るべきなのか、 な結論を確立するために、 つの装置なのである。 既存の道徳的実践に潜在している種々の意味と了解について我々は内省しなければならない、 な道徳原理を発見したりすることを目指していると仮定することで、 々の社会における様々な直観とコミットメントを所与とした場合に、 ::: <sub>□</sub> 口 ールズがそれをしていないと批判することはできないのである。 ] にある。 ルズは、彼の出発点は彼自身の社会の様々な道徳的実践にある、と明示的に述べている。 原初状態は、このイッシューについて理論を形作っていくやり方を我々に提供する、 原初状態を経由して論じているのである。 原初状態は、 道徳的探求の出発点ではあり得ないのであって、 よって、 それらの道徳的実践がどういうものであ 口 ールズを誤解している、 サンデルとウォル 口 ] ルズは、 と論じるとき彼 ツ ア 彼の様 が、 問題は、 我

代 同体 とを認めるに至って、 の立憲民主主 もできるが、 お ,の政 は この点は、 い や抽 て、 の基底にある諸理念 治共同 象的 口 1 義 体 合理的選択のモデルを放棄し、 のちにロ ル ・普遍主義的だという批判はあたらない。 の基底にある共有された理念やアイデンティティに基礎づけたちと望んでいるという意味」に 0) ズ 伝統 の立場を 1 批判が的を得ていなかったことが判明した。もちろん、これを変節として理解すること 0) ルズが、『政治的リベラリズム』(一九九三年)において、 なかではぐくまれた (「重なり合う合意」) 「共同体主義的リベ 自らの正 「重なり合う合意 に基礎づける解釈学的方法を採るようになっ ラリズム」 義の原理 それどころか、 と呼ぶことも可能 (overlapping consensus) (政治哲学) 「自らの哲学的構想を現実に存在する現 正となる。 を現実の自由民主主 自らの正義の原理が、 に基づい たロ 義的 1 ル な政治共 ズには、 るこ 欧米

おり、正義の構想は、 義的な公共文化には、 にする。 「善」と 正義の構想は、 の独立性を前提とするロールズの立場に変わりはなく、この点でサンデルの立場とは性格を異 「穏当な包括的世界観 あらゆる包括的世界観から独立に正当化可能な「政治的な」ものとして理解されてい (reasonable comprehensive doctrines)」の共存が前提となって

ベラリズムは、 きる純粋な選択主体としての「負荷なき自我」を前提とせざるをえないと指摘することに対して、リベラリズ 通常自らのアイデンティティを構成するとみなされるはずの利害や目的、「善」の構想から離れて自由に判断で の側からは、 第二に、サンデルが、ロールズをはじめとするリベラリストは、「善に対する正の優位」を正当化するため 特定の自我観に依拠するものではない。 そうした自我観を前提とする必然性がないという再批判もなされる。 実際ロールズの政治的

屈してしまう「砂のような大衆」の姿に通底する。 すからでもある。 限定されており、 ズムの正義論をより確固たるものにしていこうとする論者も存在する。 サンデルが「負荷なき自我」を批判するのは、その反省能力が現存の欲望や欲求の相対的強度を測ることに その一方で、 サンデルやテイラーらの共同体主義者とされる思想家たちの自我観を一部取り入れつつ、ベラ 深い自己省察の能力を欠く自我は、無力で孤立した存在であり、全体主義的な権力に容易に 行為者のアイデンティティの探求 サンデルは、人々が、共通善を追求する共通の企て(「共通 (「私は本当は誰なのか」) まで進むことができないとみな

善の政治」)に参与し、

を問うことで、

自らの生を意味づけることができ、

自らが、そして自分たちが何者であり、

それに対して、リベラリズムの側から、深い自己省察能力をもつ自我という発想を受け入れつつ、「共通善

全体主義の危険を回避できると考えてい

いかに位置づけられており、

何が共通善なの

ስነ

政治」 を否定する主張 がなされる。 ここではその主たる論者である井上達夫の立場を取り上げる。

解釈的存在」としての自我観を自らの哲学的基 その結果、 に抵抗することが 井上 は、 全体主 「単なる選択能力以上 困難になる」 義的 大衆動員にお という洞察の重要性を認め、 の厚い同一 い て統合的象徴として利用される集合的実体…… 性をもたないならば、 一礎にすえていく。 厚く構成され豊かな自己省察の能力をもつ 我々は自己省察と自己知識への能力を欠き、 へ自己を没入させる衝 「自己

方を支持することになるという。 想に依存することなく正 デン テ か しながら、 ティ の 中 こ の 核 に据える自己 「私は何者であるのか」、 当化可能な正義を社会の構成原理とする ]解釈的 存在としての自我観 「私にふさわしい生とは何か」 は、 「共通善の政治」ではなく、 「正義の基底性」 を問い求めることを自ら というリベラリズ 特殊な「善」 ムの考え の ア

構

1

その 以上、 する 自律 る。 とが なす以上、 とりわけ、 つ すり、 強 できて 性 「善」の Ē 制され 共有され の 否定 義 その解釈を他者と共有することはできても、 Þ 構想を自ら誠実に探求していくことをアイデン 自己解釈的存在としての自我観は、 価値観が多様化した現代においては、「善」の構想の源泉として同じ伝統を共有していると信じるこ の基底性」 る解 は、 その た 最 釈 善善 P 伝統が共有する価 に という考え方こそが要請されるのである。 同 許 の構想であると標榜された、 難 化できな し、 P 0) で い あり、 人々 値 に うい の それゆ 善善 て 市民を自らの の解釈は えに、 の 構想を自 単 他者や公的な決定にその解釈を委ねることを許さな 「共通 分化 ティティ 0) 解釈の法的強制を支持する「共通善 善善 į 由 善 K 0 その価値 の構想を追求する自由 追求する解釈的自律性を否定することに の基礎におく自我観 政 治」は否定され 値の含意をめぐっ 自律性の尊重 からすれば、 かつ自律的 て意見が i の 政 こうし 治 分かれ 存在とみ を 口 は、 能 に た な

意に委ねてしまうことの危険性を指摘し、その政治観においては、 刻に受けとめないこと、 以 上のように共同体主義の提示した自我像に共感を示すリベラル派の人々も、 自らのアイデンティティの基盤である「善」 共同体主義を批判している。 の構想を、 安易に、 共同体主義が、 政治権力や社会的合 価値対立 一を深

は る。 は ない。 いく ない のようにリベラリズムは、 からである。 というのも、 このような観点から示される共同体主義者との対立も、 共同体主義者は、 国家権力をはじめとする政治権力が 共通善の探求の営みを国家権力をはじめとする政治権力と直結させて リベラル派が強調するほど、 「善」の解釈を強制することを何より恐れ 明確なもので

張 する。 どこからも導きだせない。むしろ、サンデルは、『民主主義の不満』(一九九六年)で、自己統治を高めるため ないと主張するようなことが起こっているが、テイラーやサンデルが共同体=国家と考えているという図式は、 に (multiply-situated selves) となっている以上、 中間的共同体を再建していくことの重要性を説くと同時に、 共同体主義者とみなされたマッキンタイアが、 主権国家=共同体とする考え方を超えていくべきであると主 共同体主義を国家主義とみなして、 現代人が 「多層的に位置づけられた自我 自らを共同体主義者では

限 流 を求めるとするならば、 するものでは のなかで「善」の構想を陶冶していくこと、「善」についての判断を共同の営みの中で追求していくことを制 もし、 共同体主義が国家権力と直接には結びつかない領域において「善」 な リベラリズ ムはそれを否定するものではない。 リベ の構想を共有し陶冶していくこと ラルのいう中 立 一性は、 他者との交

口 ] ル ズは 『正義論』 の第七九節 「社会連合という考え方」 のなかで、 社会が人間生活にとって欠くことの

できないものであることを強調し、以下のように述べる。

た他の人々の成功や喜びは私たち自身の善にとって必要であるとともにそれを補うものである。 評価する。 人間は実際に究極目的を分かち合ってきたし、また自分たちの共通の制度と活動をそれ自体善なるものとして われわれは、 自分たち自身のために歩む人生において、 パ ] } ナーとしてお互いを必要とするし、

が相応しい場であるという考えを否定しているにすぎないのである。 社会連合としての性格を備えたものであるとしている。つまり、 自発的活動や連携を極めて高く評価しており、「善」の構想をめぐる熟慮や経験にとって、 共同体」 口 1 ル のイメージを ズは、「構成員たちが自由な制度によって引き出されるお互いの美徳と個性を享受しあえるような人間 「社会連合」として表現し、「公正としての正義」の原理にかなり「秩序ある社会」は、 p | ルズは、 「善」の構想を共有し陶冶し 国家という強制 あら

は、 していく営みの重要性については同意していると解釈してよいであろう。 社会的合意による「善」 ともに 「善」の構想を真摯に追求する主体として人間を捉え、「善」 の構想の強制という問題をどう考えるのか について立場を異にするとは の構想を他者との関 わりの いえ、 な カン で 両者 陶 冶

を形成するのに必要な公共心、 責

にある人の便益を最大化するときのみ正当化されるとする正義の第二原理) 経済的不平等は、 の意味を考えるとき、 それらが最 も不遇な立場 的外れであ

拠としている。 質そのものも、 た者がその才能を発揮できるのは、社会における協同(cooporation)の体制のおかげであること、 て理解するのではなく、社会全体の「共通資産」と見なす考え方がある。この考え方は、生来の資質に恵まれ ることは否めない。「格差原理」の背景には、生来の資質や才能を、個人が当然独占的に享受してよいものとし 自分自身の功績とは言えない幼年期の家庭環境や社会環境によるところが大きいことなどを根 またその資

間主観的な道徳的アイデンティティに基礎づけられた共同体の強い紐帯を必要としているという意味にお て」も、 う社会観と併せて考えるならば、ロールズが人間の共同性を軽視したという批判は適当ではない。この点、ドッ ルトは、「ロールズ的自由主義は、公正な社会という彼の構想が、その理念において、共通目的や共有された このように、ロールズは、人間を極めて社会的な存在として捉えており、すでに指摘した「社会連合」とい 「共同体主義的」であると指摘している。

## 論争の帰結とその意義

ルズ的リベラリズムも、 くというより、違いを残しつつも、接近していったと評価することができよう。 の文脈に位置づけられうる。 以上のような再批判を考慮するならば、共同体主義とロールズ的リベラリズムの立場とは、 恐れている事態は、 自由を否定する全体主義にあるという意味で、大きくリベラリズ 確かに、共同体主義も、 対立を深めて

社会的存在としての自覚を欠いていくことが、孤立した大衆や全体主義を生む元凶であると考えるのに対して、 共同体主義は、 自己の 「権利」 を主張することにばかり力を注いで「共通善」 を求めることをやめ、

そ

0

理

由

は、

義

が、

そもそも解釈者によって作

りだされた概念であっ

たことの

ほ

か

に、

共同

|体||と

らすれ 続き的共和制」 容を失い、 ち出さなくても、 と考え、 IJ と「正」の分離に対して、 べ ラリ ば、 「善」の構想をめぐる闘争を政治的=権力的領域から用心深く排除することを主張する。 ズ 自由民 厶 意見を異にする人々と共存していく術と意志を持たなくなることが、 は、 を生み、 之主主義 自 多くの政治的 らの の伝統 政治不信、 サ 善善 , ンデル 対立 から導かれらる公共的理性を用 0) 構想とは異なる、 は、 につい 民主主義 それが、 て、 何ら の不満を作り出 公共空間から道徳的な判断を排除し、 または か の対処法を提示できるとい 対立するような しょ していると批判する。 れば、 各自の 善善 善善 う主張が まずもって全体 0) 構想をもつ人々 の構想や道徳的 l 権利を切り札とする「手 か 可 l 能 口 に そうした「善」 なる。 主 ル ズの立 義の に対する寛 判 元凶 断 を 持 カン だ

じ敵に 0 競争 のように、 か激化 立 ち 向 とい かう戦友となる可能性もでてきたといってよいだろう。 両 者 つ た新保守主義的 の 対立は依然として残るが、 =リバタリ ア ン的 自己責任の強調、 主張が跋扈するように 貧富 0) 格差に対する許容度の増大、 な つ た現在、 む L ろ、 両 者 個 は 間 口

ろ敬遠されてし けさせるという役割 にも べ 政 ラ 治 か 哲学の領域 IJ カゝ ズ わらず、 ム 0) すっ 自 対立がもたらす政治的意味が不明瞭なまま、 我 に た(48) は  $\mathcal{O}$ お 果 非 い た 現実性を指摘 て、 したが、 「リベ ラル その後、 į || コミュ 人間 共同体主義という呼称は、 の = アイデン タリ ア ン論争」は、 テ ィ 現在ではその輝きを失っている。 ティ と共同体の関係とい 主たる思想家とみなされた人々 ○数年にわたって話題の中心であっ う重要な問 共同体 題 K 主 目 に 義 む を は た 向

は A 何 0 立 か 脚 する市場、 し、 う問 共同体主 し、 に 対して具体的 権 自 由 0) 理 念 統 的解答を示 立憲主義などをそのまま受け入れて 世 な か つ たこと、 政 沿体制 お り、 とい 独自 らレ  $\overline{\mathcal{O}}$ べ 正義論や ル で は 分配原理 べ ラリ

な

学的関心に向けられたものであって、 れたものでは 提示しなかったことなどにもある。 かったことも、 論争自体が魅力を示せなくなった原因でもあろう。 論争の焦点が、 所得の再分配や平等といった「正しい社会」 政治哲学の前提となる人間観や、 のあり方そのものに向けら 正義と善の関係という哲

に述べている。その後、政治哲学の関心は 「承認」へと向かっていく。こうした動向を、 向山恭一は、 以下のように、

主義」 す П それらが要求しているのは福祉国家的な 文化を共有しない「他者」の扱い方をめぐる問題である。今日社会主義の崩壊によって個人の政治的アイデンティ る テ か やサンデルの反論が立てられた。この論争はロールズが自らの普遍主義を放棄したことで、つまり自分の主張す 復にほかならない。 「正義」があくまでも西欧の政治文化にのみ妥当することを認めたことでひとまず沈静化するにいたった。 口 マを発見することになったのである。 は階級から人種、 わゆるリベラルー Ø) 1 ル 潮流のもとで、それらのアイデンティティは「少数派」問題として浮かび上がるようになったのである。 ルズのコミュニタリアニズムへの接近は、政治哲学にもうひとつの問題をもたらした。それは同じ政治 ズの試みに対して、 こうした社会主義から「多文化主義」への移行のなかで、 ジェンダー、 コミュニタリアン論争では、「自己」の概念の抽象化によって「正義」原則 具体的な「自己」を形成する「共同体」 民族、 「再配分」 セクシュアリティへと拡散するようになってきた。 の調整というよりも、 の価値を回復しようとするマッキンタイア むしろ抑圧された少数派の 正義論は 「承認」という新しい いわゆる「多文化 の普遍化をめざ 「尊厳」

簡潔

との証左であるともいえる。 として捉えるのではなく、 この「再配分」 を強調しがちな共同体主義により批判的な立場にも立ちうるものである。 から「承認」へという関心の変化は、 共同体に部分的に位置づけられた存在と捉える見方が広く受け入れられていっ と同時に、 他者性に敏感な政治哲学は、 共同体主義が主張した、 伝統の共有という名の下に「われわれ 人間を、 普遍的 抽 象的 たこ 存

次に、「承認」 や「他者性」をその中心テーマとする公共性論と共同体主義の関係について考えていきたい。

#### 注

- (1)彌·松原隆 例えば、 佐々木毅・金泰昌編『公共哲学』全一〇巻(東京大学出版会、二〇〇一~二〇〇二年)、 郎編 『ライブラリ相関社会科学五 現代日本のパブリック・フィロソフィ』(新世社、 山脇直司・大沢真理・大森 一九九八年)などがある。
- (2)学出版会、二〇〇二年)がある。 新しい公共性の登場に関しても多数の文献がある。 代表的なものとしては、『公共哲学七 中間集団が開く公共性』(東京大
- (3)二年)一一一~一四四頁、パトリック・マクナリー「コミュニタリアニズムと市民社会論」『現代日本のパブリック・フィロ 共主義の基本的展望 菊池理夫「日本の 六〇~七九頁などを参照。 -実践的倫理―政治理論としての美徳―公共哲学」『千葉大学法学論集』第一五巻第二号(二〇〇〇年)、小林正弥 「共同体主義」評価へ向けて」『松阪大学政策研究』 -戦後日本政治理論の観点から」『公共哲学一〇 二一世紀公共哲学の地平』(東京大学出版会、 第三巻第一号 (二〇〇三年)、小林正弥 「超政治学革 100 「新公
- (4)Communitarian Politics 編著『公共政策学』(ミネルヴァ書房、二〇〇三年)三五七~三七〇頁。 拙稿 「第二三章 共同体主義の政策理念 ---- Unity and Conflict (Oxford University Press, 1999) pp. 13-15 を参照した。 ―「負荷なき自我」批判からエチオーニの共同体主義運動へ」足立幸男・森脇雅俊 なおこの分類は、 Elizabeth Frazer, The Problem
- (5)John Rawls, A Theory of Justice (Oxford University Press, 1971). [矢島鈞次監訳 『正義論』 (紀伊國屋書店、

九七九

- (6)への招待』(ナカニシャ出版、二〇〇〇年)八七頁。 坂口緑・中野剛充「現代コミュニタリアニズム」有賀誠・伊藤恭彦・松井暁編『ポスト・リベラリズム― -社会的規範理論
- (7)munitarian Politics — Unity and Conflict, p. 21. フレイザーもまた、共同体主義の共通テーマとして反個人主義をあげている。Elizabeth Frazer, The Problem of
- (8)University Press, 1992) や Markate Daly (ed.), Communitarianism: A New Public Ethics (Wadsworth, 1994) 以る収録 重要である。この論文は、Shlomo Avineri and Avner de-Shalit ed., Communitarianism and Individualism (Oxford **といわせ、Amy Gutmann, "Communitarian Critics of Liberalism"** *Philosophy & Public Affairs*, vol. 14, No. 3 (1985) 治
- (9)Thinking: Persons, Virtues, Institutions, and Communities (University Press of Virginia, 1995), Amitai Etzioni (ed.) Press, 1993) だけを挙げておく。また、共同体主義に関する重要論文集として、Amitai Etzioni (ed.), New Communitarian The Essential Communitarian Reader (Rowman & Littlefield Publishers, 1998) がある。 共同体主義の主張をまとめた文献は多数ある。ここでは、D. Bell Communitarianism and Its Critics (Oxford University
- (10)正義の限界』(三嶺書房、一九九二年)]。 Michael J. Sandel, Liberalism and the Limits of Justice (Cambridge University Press, 1982). [菊池理夫訳 『自由主義と
- (11)ての正義——』(創文社、一九八六年)、井上達夫『他者への自由——公共性の哲学としてのリベラリズム——』(創文社、一九 九九年)は重要である。 こうしたリベラリズムの立場については、多数の文献による解説があるが、とりわけ、井上達夫『共生の作法』
- 川本隆史『現代倫理学の冒険――社会理論のネットワーキングへ――』(創文社、一九九五年)二七頁。

(13)

pp. 15-17. なお、『自由主義と正義の限界』の翻訳者である菊池理夫によれば、上記の論文とほとんど同じ内容のものが、サン サンデル『自由主義と正義の限界』日本語版序論一三~一四頁、"Morality and the Liberal Ideal" The New Republic (1984).

デルの編集した Liberalism and Its Critics (Basil Blackwell, 1984) pp. 1-10 にも使われており、サンデル自身の希望により 松阪大学地域社会研究所報』第一三号(二〇〇一年)一五~一六頁: 『自由主義と正義の限界』に 「序論」として訳出されている。 菊池理夫「英米のコミュニタリアニズムと地域政策\_

- (14)Sandel, Liberalism and the Limits of Justice, p. 127. [『自由主義と正義の限界』二〇八頁。]
- (15)"Introduction", Sandel (ed.), *Liberalism and Its Critics* (Basil Blackwell, 1984), pp. 1-10 などを参照 『自由主義と正義の限界』日本語版序論、"Morality and the Liberal Ideal" The New Republic (1984),
- (16)史主義的再生とその限界」『千葉大学法学論集』第一三号第四号(一九九九年)四一~八八頁などがある。 Dome Press, 1988). なお、マッキンタイアの思想の解説としては、 き時代』(みすず書房、 『法哲学的志向』(平凡社、一九八九年)七~三九頁、「マッキンタイアの美徳―小共同体主義― Alasdair MacIntyre, After Virtue, 2ed. (University of Notre Dome Press, 1984) [マッキンタイア(篠崎榮訳) 一九九三年)]、Alasdair MacIntyre, Whose Justice? Which Rationality? (University of Notre 森村進「リベラリズムと共同体主義」桂木隆夫・森村進編 ―西洋的倫理―政治理論の
- (17)七年)、 四 University Press, 1987) [大川正彦・川本隆史訳『解釈としての社会批判』(風行社、一九九六年)]、Michael Walzer (ed.) 九五年)四四六~四六二頁、 ルな市民社会に向かって』(日本経済評論社、二〇〇一年)]。なお、ウォルツァーの思想の解説には、岡本仁宏「M・ウォル Toward a Global Civil Society (Berghahn Books, 1995) [石田淳・越智敏夫・向山恭一・佐々木寛・高橋康浩訳 Michael Walzer, Spheres of Justice: A Defense of Pluralism Equality (Basic Books, 1983) [山口晃訳 (一九八九年)、 巻第 -政治哲学の意味」 多元性と平等の擁護 大川正彦「ウォルツァー 一号 (一九九七年) 藤田潤一 田口富久治•中谷義和編 —』(而立書房、一九九九年)」、Michael Walzer, Interpretation and Social Criticism(Harverd 郎「マイケル・ウォルツァーにおける批判と正義 五〇~七〇頁及び第一四二巻三号(一九九七年)六五~八五頁、などがある。 有賀誠「コミュニタリアンの分配の正義論 複合的平等と批判的多元論」藤原保信・ 『現代の政治理論家たちー ―二一世紀への知的遺産 -M・ウォルツァーの場合」 飯島昇蔵編『西洋政治思想史II』(新評論) -近代革命の光と影の中で」『法学論叢』 『法学政治学論究』 (法律文化社、 『正義の領分 第 九九 一九

- (18)る。 哲学 政治公法研究』第五三号(一九九六年)二九三~三二三頁及び第五五号(一九九七年)二一三~二四四頁、田中智彦「テイラー Communitarian Debate" Nancy Rosenblum (ed.) Liberalism and the Moral life (Harvard University Press, 1992) pp 代思想』二二巻五号(青土社、一九九四年)一九三~二一五頁]、Charles Taylor, "Cross-Purposes : Human Sciences: Philosophical Papers 2 (Cambridge University Press, 1985), pp. 187-212 [田中智彦訳「アトミズム」『現 Taylor, The Ethics of Authenticity (Harvard University Press, 1991), Charles Taylor, "Atomism" Philosophy and the 159-182, テイラー(インタヴュー)岩崎稔・辻内鏡人訳「多文化主義・承認・ヘーゲル」『思想』(岩波書店、一九九六年) Charles Taylor, Sources of the Self: The Making of Modern Identity (Harvard University Press, 1989), Charles -自己解釈的な主体と自由の社会的条件」『西洋政治思想史Ⅱ』四六三~四七八頁、中野剛充「チャールズ•テイラーの政治 -近代•多元主義的コミュニタリアニズムの可能性――」『相関社会科学』第八号(一九九八年)四九~六八頁などがあ なお、テイラーの思想の解説としては、田中智彦「両義性の政治学――チャールズ・テイラーの政治思想」『早稲 The Liberal
- (20)(19)Commitment in American Life, (Haper and Row, 1985) [島薗進・中村圭志訳『心の習慣――アメリカ個人主義のゆくえ 汉 ベラーらの主張については、 -』(みすず書房、一九九一年)]。同じグループの著作としては、*The Good Societ*y,(Alfred A. Knopf, 1991)がある。 第一三五巻第五号(一九九四年)五七~九〇頁でも触れた。 N. Bellah, R. Madsen, W. M. Sullivan, A. Swidler, and S. M. Tipton, Habits of the Heart: Individualism and 拙論「公的世界における人々の絆(二)完―――リチャード・セネットの公共性論―
- (21)代理論法学入門』(法律文化社、一九九三年)二六五~二六六頁、 ズム――』(創文社、一九九九年)一二六~一二八頁、 共同体主義の社会的背景については多数の文献が指摘している。例えば、 菊池理夫「英米のコミュニタリアニズムと地域政策」一三頁などがある 井上達夫『他者への自由――公共性の哲学としてのリベラリ 玉木秀敏「正義論の現代的展開」 田 中成明編
- (22)川本隆史 『現代思想の冒険者たち二三 ロールズ――正義の原理』(講談社、 一九九七年)二一一頁
- (23)飯田文雄 「現代リベラリズム論の批判的再構成(一)」『神戸法学雑誌』第四七巻第四号(一九九八年)六八四~六八五頁。

- (24) 同上六八五頁。
- (25)草書房、 チャンドラン・クカサス、フィリップ・ペティ 一九九六年)一七四~一七五頁 ッ ŀ  $\widehat{\Box}$ 田八千子+嶋津格訳) ル ズ 正義論とその批判者たち』
- Solon Rawls, Political Liberalism (Columbia University Press, 1993)
- (27)\$ 体主義を超えて」ラスマッセン編 ianism: Contemporary Debates in Ethics (MIT Press, 1990) pp. 49-50.「ジェラルド・ドッペルト「2章 論的な意味でも、 口 l (Blackwell, 1992), p. 201 とスウィフトは、 Jerald Doppelt "Beyond Liberalism and Communitarianism" David Rasmussen (ed.), Universalism vs. Communitar 共同体主義的な理論であると指摘している。Stephen Mulhall and Adam Swift, Liberalism and ルズの政治的リベラリズムが「共同体主義的」であるという点については、 口 ールズの公正としての正義が ロールズの政治的リベラリズムを、「正義が共同体で共有された意味に忠誠を誓うことにある」とする方法 (菊池理夫他訳)『普遍主義対共同体主義』(日本経済評論社、一九九八年)七八~八○頁。 「ある特殊な共同体の理解を具現化したものである」という内容的な意味で 多くの文献が指摘している。例えば、 Communitarians 自由主義と共同
- Some John Rawls, Political Liberalism, p. 36
- (3) Ibid., pp. xxix-xxx
- (3) Ibid., p. 10. なおこの点は、井上達夫『他者への自由』一五四頁をも参照。
- (31)施光恒「自省的主体性の存立条件としての Self-Esteem 『法学政治学論究』 第二九号(一九九六年)三五二~三五三頁。 ――リベラルな国家における共同体的諸価値の意義と位置
- (32)Sandel, Liberalism and the Limits of Justice, pp. 159-161. [『自由主義と正義の限界』二五八~二六二頁。]
- (3) 井上達夫『他者への自由』一五三頁。
- (34)る公私の力の行使を規制するとともに、 「正義の基底性」とは、以下の三つの命題によって定式化される。 公権力によって強行され得るものである、 つまり、 1, 2 正義は社会の構成原理であり、 正義の問題に関する決定は、「善き生」 社会におけ

な解釈に基づいた行動であっても、 についてのいかなる特殊な解釈にも依存することなく正当化可能でなければならない、3、「善き生」についてのいかなる特殊 正義の要求に抵触することは許されない、である。同上二一六頁。

- (35) 同上一一〇~一一一頁。
- (36)井上は、こうした自らの立場を「逞しきリベラリズム」と呼んでいる。同上一六二頁
- 見なされるだろう。共同体主義は、国家が相互に異質な多元的な共同体によって構成されることを肯定する」。齋藤純一「現代 日本における公共性の言説をめぐって」『公共哲学三』日本における公と私』(東京大学出版会、二〇〇二年)一〇五~一〇六 国民国家のレベルで「共通善」が積極的に定義されるとすれば、それはむしろ、共同体の多元性をおびやかす潜在的な脅威と ことを求めるが、そうした「共通善」の観念が共有される共同体はあくまでも非国家的な次元にある。 齋藤純一は、この点以下のように指摘している。「共同体主義は、「共通善」の観念に沿って人々が自らの行動を方向づける 共同体主義にとっては
- Community" Dissent (1998), pp. 87-89 も参照" の美徳―小共同体主義― Perspectives on the work of Alasdair MacIntyre (Polity Press, 1994). なお、この点については、小林正弥「マッキンタイア Alasdair MacIntyre "A Partial Response to my Critics" Horton and Mendus (ed.), After MacIntyre: −西洋的倫理─政治理論の歴史主義的再生とその限界」六六頁、Steven Lukes "The Responsive
- (39)Michael J. Sandel, Democracy's Discontent: America in Search of a Public Philosophy (Harvard University Press
- (40)号(二〇〇一年)八九~九四頁も参照。 自己統治回復について(二)・完――マイケル・サンデルの陶冶プロジェクトの批判的考察 突──マイケル・サンデルを超えて──」『白鷗法学』第九号(一九九七年)一○八~一一一頁、大森秀臣「現代社会における 『思想』第九○四号(一九九九年)四六~五四頁、六三~六五頁。]この点については、駒村圭吾「公民的共和制構想と価値衝 Sandel, Democracy's Discontent, pp. 329-338, pp. 349-351. [中野剛充訳「公共哲学を求めて―― ——」『法学論叢』第一四九巻第五 ―満たされざる民主主義」

- Rawls, A Theory of Justice, pp. 522-523.
- (42)木村光太郎・坂本洋一・施光恒・関口雄一・田中拓道・千葉眞訳『現代政治理論』(日本経済評論社、二〇〇二年)三四六頁。] Will Kymlicka, Contemporary Political Theory: An Introduction (Oxford University Press, 1990), p. 221. [岡崎晴輝
- 43 川本隆史『ロールズ』二一三頁参照。
- ⑷ Rawls, A Theory of Justice, pp. 101-105. [『正義論』七七~八○頁。]
- (45) 四年)二三~四九頁を参照 こうしたロールズの人間観については、岩田靖夫『倫理の復権 ――ロールズ・ソクラテス・レヴィナス』(岩波書店、 ー 九

Doppelt "Beyond Liberalism and Communitarianism" David Rasmussen (ed.), Universalism vs. Communitarianism:

(46)

- (47)応答する。今日では、全体主義的な衝動が生じるのは、 欲求不満である自我の当惑からである。自我は、 Contemporary Debates in Ethics, p. 50. [ドッペルト「2章 由主義と正義の限界』日本語版序論一六頁。 共同体主義者は、「不寛容が最も繁栄するのは、 共通の意味がその力を失った世界の大海で途方に暮れている。」サンデル『自 生活の形態が乱れ、根幹がぐらつき、伝統がゆるんでいるところであると、 確固として状況づけられた自我の自信からよりも、孤立し、混乱し、 自由主義と共同体主義を超えて」『普遍主義対共同体主義』七九
- (48)「チャールズ・テイラー及びマイケル・サンデルとの質疑応答――地球的公共哲学ハーバード・セミナー朝食会」小林正弥監 『千葉大学法学論集』第一六巻第一号(二〇〇一年)一三四~一三五頁。 小林正弥は、 テイラーもサンデルも条件つきでコミュニタリアンと呼ばれることに同意していると指摘している。
- (49)金子勝『反経済学 -市場主義的リベラリズムの限界』(新書館、一九九九年)二七九頁他
- (50)『対話の倫理 「多文化主義と「承認」パラダイムの正義論」『法学研究』第七〇巻第二号(一九九七年)三二三~四頁、 ヘテロトピアの政治に向けて』(ナカニシヤ出版、二○○一年)一一五~一一六頁。 向山 恭